令和９・１０年度定期審査（市内）

入札参加資格審査申請書の提出要領（建設工事、測量・建設コンサルタント等）

令和９・１０年度において、鹿角市が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント等に関する競争入札への参加を希望する市内業者（市内の主たる営業所又は市内の従たる営業所を登録しようとする方）は、次により申請書及び添付書類を提出してください。

１　受付期間について

令和８年１２月１日（火）　～　令和９年２月５日（金）

２　提出の方法

提出は、原則として電子申請システム（LoGo フォーム）によるオンライン申請となります。市ホームページの申込フォームからお手続きください。入力方法の詳細は「LoGo フォーム入力マニュアル」をご確認ください。

なお、オンラインによる申請が困難な場合は、契約検査室までご連絡ください。

鹿角市契約検査室　：　TEL　0186-30-0211、FAX　0186-30-1122

E-mail　keiyaku@city.kazuno.lg.jp

３　申請書受付時の受領票について

申請書提出時、受領票の発行はしません。受付完了後、オンラインシステム上で受付番号を確認することができます。なお、受付番号の確認で入札参加資格を得たことにはなりません。

４　資格要件について

次のいずれかに該当する場合は入札参加資格を得ることができません。

(1)　地方自治法施行令第１６７条の４に該当すると認められる場合

(2)　税を滞納している場合

(3)　営業に関して、法令等の定めにより必要とされている資格（登録、許可、免許及び認可その他法令上満たすべきすべての要件）を有していない場合

(4)　経営状況が著しく不健全であると認められる場合

(5)　申請者、申請者の役員又は申請者の経営に事実上参加している者が、集団的に又は常習的に暴力行為を行うおそれがある組織の関係者であると認められる場合

(6)　社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）に加入義務がある事業所で、社会保険等に未加入である場合

５　建設工事における受任者登録について

建設工事の入札参加資格申請において、受任者（委任先）を登録する場合は、以下の点にご注意ください。

(1)　受任者として登録できるのは、建設業法に基づき正規に登録された営業所に限ります。

(2)　登録できる工種は、当該営業所が実際に建設業許可を受けている工種のみとなります。（許可を受けていない工種は申請できません）

(3)　委任範囲は、入札、見積り、契約の締結及び代金の請求等に関する一切の事項を一括して委任するものとし、分割委任は認めません。

６　入札参加資格審査の結果と資格の有効期間について

資格審査の結果については、令和９年５月中に入札参加資格者名簿を市ホームページ及び契約検査室において公表します（**紙による決定通知は行いません**）。

資格の有効期間は、「入札参加資格適用の日」（令和９年５月下旬頃）から、次回定期審査による入札参加資格適用の日の前日まで（令和１１年５月下旬頃）となります。

７　提出書類について

※申請書等の様式が過年度のものと異なります。必ず今回の様式で申請してください。

(1)　申請日から直近の事業年度の最終日（決算日）を基準日として作成してください。

(2)　申請に必要な建設業許可区分は「申請工種と建設業許可の対応表」で確認してください。

(3)　申請工種によっては特定の技術者の保有を登録要件としています。必要な技術者は「有資格技術者の保有基準表」で確認してください。

(4)　建設工事と測量・建設コンサルタント等の両方を申請する場合で、契約者（委任先）が異なる場合は、**「入札参加資格審査申請書」のみ**それぞれ作成してください。

◎提出書類一覧表

No.	書　類　名	説　明	市様式
1	入札参加資格審査申請書	・押印不要	様式 1-1
2	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書	・建設工事を希望する方のみ ・申請時点で有効かつ最新のもの(写し)を添付すること	―
3	業態調書	・測量、建設コンサルタント等を希望する方のみ ・申請書の「申請工種表」の申請欄に「○」を付けた業種について記入してください	様式 2
4	登録事業等調書	・測量、建設コンサルタント等を希望する方のみ	様式 3
5	許可・登録等に関する証明書	【建設工事】 許可書又は許可証明書（写し） ・「申請工種と建設業許可の対応表」を参照すること。その他工種で建設業法上の工種を希望した場合は対応する許可書等を添付すること ・建設業許可等更新した場合は速やかに届け出ること 【測量・建設コンサルタント等】 登録証又は登録証明書（写し）	―
6	技術者に係る資格証明書	・法面工事、路面標示工事、解体工事、防水工事を希望する方は「有資格技術者の保有基準表」記載人数分以上の資格証明書写しを添付すること	―
7	工事経歴書 又は業務経歴書	・それぞれ基準決算日以前２年分 ・官公庁及び事業所等を記入してください(個人除く)	任意様式可

No.	書　類　名	説　明	市様式
8	職員名簿	・代表者・事務職員を含めた全職員を記入すること ・申請時点で最新のものを添付すること	様式 5
9	業者カード	・建設工事を希望する方のみ	様式 6
10	納税状況等確認同意書	・内容確認のうえ提出すること	様式 7
11	暴力団排除に関する誓約書	・内容確認のうえ提出すること ※物品・役務の提供等の様式は使用しないこと	様式 8
12	市内支店・営業所等現況届	・鹿角市内の支店・営業所等に契約等の権限を委任する場合は提出すること	様式 9
13	建設業退職金共済事業加入・履行証明書	・建設工事を希望する方のみ ・経営事項審査用の様式を提出すること ・建退共以外の退職金制度に加入している場合は、加入していることを証明（写し）するものを提出すること ※発行日から３ヶ月以内のものを添付すること（写し）	―
14	社会保険等納入状況	・法人又は加入義務のある事業所 ①健康保険・厚生年金保険に加入している場合は、申請日に確認可能な月までの直近１年分の社会保険料納入確認書（写し） ※発行日から３ヶ月以内のものを添付すること ②雇用保険に加入している場合は、令和７・８年度保険料申告書とその領収書（写し）	様式 10
15	登記事項証明書 又は身分証明書	【法人】 履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書 【個人】 身分証明書：事業主の本籍地市町村が発行するもの （鹿角市では市民課、市民サービス窓口及び市内行政事務取扱郵便局で発行） ※発行日から３ヶ月以内のものを添付すること（写し）	―
16	納税証明書 （滞納・未納のない証明に限る）	鹿角市税：滞納税額のない証明 秋田県税：県税及び地方法人特別税に係る徴収金の滞納のないことの証明 国　　税：【法人】納税証明書（その３の３） 国　　税：【個人】納税証明書（その３の２） ※発行日から３ヶ月以内のものを添付すること（写し）	―

No.	書　類　名	説　明	市様式
17	委任状	・鹿角市内の支店・営業所に契約等の権限を委任する場合は提出すること **※建設工事については一括委任のみ** ※測量・建設コンサルタント等については、委任範囲の分割可	様式 11
18	使用印鑑届	・入札、契約行為等に使用する印鑑	様式 12
19	営業所一覧表	国交省様式参照　※委任先を設定する場合のみ	―

国税の納税証明書の交付請求をする際には、事前に最寄りの税務署に必要書類（納税証明書交付請求書、委任状（代理人が請求する場合）等）を確認するようにしてください。
※詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。
（https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm）
なお代理人が請求する場合は委任状が必要です。
e-Tax（国税電子申告・納税システム）を利用している方はオンラインで納税証明書の交付請求ができます。

◎申請工種と建設業許可の対応表

申請工種	必要許可業種	申請工種	必要許可業種
一　般　土　木	土木工事、とび・土工工事又はしゆんせつ工事	解　体	土木工事、建築工事又は解体工事
法　面	とび・土工工事	電　気　通　信	電気通信工事
建　築　一　式	建築工事	造　園	造園工事
電　気	電気工事	さ　く　井	さく井工事
給排水暖冷房衛生設備	管工事	水　道　施　設	水道施設工事
鋼　構　造　物	鋼構造物工事	屋　根	屋根工事
舗　装	舗装工事	板　金	板金工事
一　般　塗　装	塗装工事	防　水	防水工事
路　面　標　示	塗装工事	消　防　施　設	消防施設工事
機　械　器　具　設　置	機械器具設置工事	内　装	内装仕上工事

◎有資格技術者の保有基準表

申請工種	有資格技術者	必要人数
法　　面	のり面施工管理技術者	１名以上
路　面　標　示	路面標示施工技能士	１名以上
解　　体	１級・２級土木施工管理技士（土木）※注１ １級・２級建築施工管理技士（建築・躯体）※注１ 解体工事施工技士	いずれか１名以上
防　　水	防水施工技能士又は防水施工管理技術者	いずれか１名以上

※注１：平成２７年度までに実施された技術検定の合格者は、登録解体工事講習修了証の写し又は工事経歴（合格後解体工事に関し１年以上の実務経験がある者の証し）を添付すること。

◎入札参加資格に係る等級区分

等級区分については、秋田県の令和９・１０年度適用建設工事入札参加資格者名簿を準用して等級分けを行うとともに、前述の県名簿に登録されていない申請業者については、市独自に等級付けを行います（例：一般土木Ｄ級及び建築一式Ｄ級等）。

なお、解体工事に係るＢ・Ｃ級の区分については、「一般土木」もしくは「建築一式」を併せて鹿角市に登録申請をしている場合は、その等級の上位等級を採用することとし、「一般土木」もしくは「建築一式」を登録申請せずに解体工事に登録申請する場合はＣ級とします。

８　その他留意事項について

(1)　入札参加資格は登録有効期限前に登録手続き（令和１０年１２月頃予定）が必要です。市ホームページ等に掲載いたしますのでご確認ください。

現在、政府主導により、地方公共団体における入札参加資格審査の手続きの統一化と電子化が検討されています。次回申請では様式の統一化等、大幅な変更が生ずる可能性がありますのであらかじめご了承ください。

(2)　営業譲渡や合併が予想される場合は、速やかに連絡してください。
（合併等の内容によっては登録事項［特に工種・業種］の有効性が消滅する場合がありますので、十分注意願います。）

(3)　この登録は、競争入札等に参加することができる資格登録です。登録業者が一般競争入札や指名競争入札に必ず参加できるとは限りません。

９　入札参加資格審査申請後、申請書記載事項に変更が生じた場合

申請後に変更が生じた場合は、事実を証明する書類（登記事項証明書、委任状等）を添付し、入札参加資格審査申請書変更届（建設工事、測量・建設コンサルタント等）を作成し、速やかに提出してください。

10　入札・契約に関する要綱等について

本市では「鹿角市財務規則」のほか、「鹿角市競争入札心得」や「鹿角市競争入札等事務処理要綱」等の要綱に基づき入札・契約を行っています。入札参加資格審査申請する方は内容を熟知したうえで申請してください。入札・契約に関連する要綱等は、市ホームページ及び契約検査室で閲覧することが可能です。